

県境をまたぐ移動の自粛要請

特措法24条9項による要請

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込むために、県民の皆様にご協力をお願いする制度です。

- **区 域** 鳥取県全域
- **期 間** 令和4年1月20日から3月6日まで
- **要請内容** 県境をまたぐ移動はできるだけ控えてください

※ 不要不急の帰省や旅行、仕事、研修など、県境をまたぐ移動はできれば控えましょう。

特に、まん延防止等重点措置地域や感染拡大地域との間での、不要不急の往来は控えてください。

県外との往来の際のお願い

◇ 基本的な感染対策の徹底

マスクはすき間なく正しく着用、十分な距離が取れないときはマスクを着用、混雑した場所や感染リスクの高い場所を避ける

◇ 体調が悪い時は、無理せず県外との往来は避ける

◇ 行かれる先の自治体が出されている **新型コロナ情報の確認**を

県外から来県・帰県される方へのお願い、一緒に過ごす際のお願い

◇ 来県前には事前にPCR等検査を受けましょう

◇ 家庭内での感染対策の徹底

「親しき仲にもマスクあり」、こまめな手洗い、こまめな換気、ドアノブなどの共用部分の消毒、タオルや歯磨き粉・食べ物や食器などの共用を避ける、家庭内で対策が難しい場合は宿泊施設利用も検討

◇ 発熱、倦怠感などの症状があれば、積極的に受診又は受診相談センターに相談を